

広情個審第12号

令和元年5月24日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定及び公文書部分開示決定に係る異議申立てについて（答申）

下記の諮問事案については、別添のとおり答申します。

記

- 1 平成27年12月4日付け広市教学教第104号の諮問事案（諮問第124号事案）
- 2 平成27年12月4日付け広市教学教第106号の諮問事案（諮問第125号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

① 平成27年12月4日付け広市教学教第104号の諮問事案（諮問第124号事案）

平成27年10月15日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月28日付け広市教学教第76号で行った公文書不開示決定に対する同年11月6日付け異議申立て

② 平成27年12月4日付け広市教学教第106号の諮問事案（諮問第125号事案）

平成27年10月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月28日付け広市教学教第77号で行った公文書部分開示決定に対する同年11月6日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関は、上記2件の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った各決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて部分開示決定をすべきである。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、以下のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、実施機関が行った各決定を取り消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

本件処分は既に公表されており非開示の理由がない。

業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。

市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

本件について、実施機関は、懲戒処分の公表基準を定め、この基準に従って懲戒処分の公表を適切に行っている。

不開示としている情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、開示する公益上の必要性があると認められないもの及び実施機関が行う人事管理に関する事務に係る情報であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第7条第1号及び第3号の規定に基づき、申立人の求める開示請求には応じることができないと考える。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審議の併合について

諮問第124号及び第125号については、申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

(2) 不開示理由について

当審査会が見分したところ、本件請求対象文書は、懲戒処分についての起案文書のほか、処分の対象となった職員及び関係者からの聞き取り記録、証拠台帳写し等懲戒処分に当たって収集、作成した資料からなっており、不開示部分には、被処分者、その他の関係者の個人に関する情報を含む事件の概要、処分案等が記載されている。

実施機関は、本件請求対象文書の中には、本件開示請求が行われた時点において条例第7条第1号に規定する個人を識別することのできる情報であること及び同条第3号に規定する市の機関が行う人事管理上の懲戒処分に係る職員の身分取扱いに関する詳細な内容であり、これらを開示することとなれば、将来の同種の処分関係事務の構成又は円滑な遂行に支障を及ぼすことが考えられるとの理由で、請求対象文書の全部又は一部を不開示としている。

しかしながら、本件請求対象文書のうち、修学旅行に係る事務処理の内容に関する情報が記載された部分についての開示、不開示の判断において食い違いがあるなど、実施機関の不開示理由についての検討は不十分であるとする。

したがって、実施機関は、不開示事由の該当性、すなわち、本件対象文書を開示すると、人事管理に関する事務の適正な遂行に実質的な「支障」を及ぼす「おそれ」（具体的な蓋然性）があるか否か等を個別具体的に精査した上で、たとえ一部であっても不開示事由に該当しない情報については開示するという原則に基づいて、改めて開示に関する決定を行うべきである。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 12. 4	広市教学教第104号の諮問を受理（諮問第124号で受理）
27. 12. 4	広市教学教第106号の諮問を受理（諮問第125号で受理）
31. 2. 19 (第1回審査会)	第2部会で審議
31. 3. 22 (第2回審査会)	第2部会で審議
31. 4. 9 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授